

大阪市告示第1183号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年9月7日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和8年9月14日（月）	
	令和8年9月28日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和8年9月7日（月）	午前6時15分から 翌日午前2時00分 まで
	令和8年9月14日（月）	
	令和8年9月24日（木）	
	令和8年9月28日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年9月5日（土）から 同月6日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年9月12日（土）から 同月13日（日）まで	
	令和8年9月19日（土）から 同月20日（日）まで	

	令和 8 年 9 月 26 日（土）から 同月 27 日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 8 年 9 月 1 日（水）から 同月 4 日（金）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年 9 月 5 日（土）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時まで
	令和 8 年 9 月 6 日（日）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 9 月 8 日（火）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年 9 月 9 日（水）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 9 月 10 日（木）から 同月 11 日（金）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年 9 月 12 日（土）から 同月 13 日（日）まで	午前 6 時 30 分から 翌日午前 0 時まで
	令和 8 年 9 月 15 日（火）から 同月 18 日（金）まで	午前 6 時 30 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 8 年 9 月 19 日（土）から 同月 20 日（日）まで	午前 6 時 30 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 9 月 21 日（月）から 同月 22 日（火）まで	午前 6 時 30 分から 翌日午前 2 時まで

令和 8 年 9 月 23 日（水）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 1 時 30 分 まで
令和 8 年 9 月 25 日（金）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
令和 8 年 9 月 26 日（土）から 同月 27 日（日）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 8 年 9 月 29 日（火）から 同月 30 日（水）まで	午前 6 時 30 分から 翌日午前 2 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）